

<目 次> [青色](#)の項目には文書内リンクが設定されています。

国勢調査の歴史

1 国勢調査への動き

- (1) [甲斐国現在人別調](#)
- (2) [世界人口センサスへの参加要請](#)
- (3) [「国勢調査ニ関スル法律」の制定](#)
- (4) [明治38年に実施できなかった国勢調査](#)

2 第1回国勢調査

- (1) [準備](#)
- (2) [第1回国勢調査の実施](#)
- (3) [国を挙げての大事業](#)
- (4) [国勢調査はありのまま](#)
- (5) [第1回国勢調査記念章の制定](#)
- (6) [本籍人口と現住人口の差](#)

3 戦前の国勢調査

- (1) [大正14年国勢調査 - 唯一の地方分査，個票形式の調査票](#)
- (2) [昭和5年国勢調査 - 産業・職業を区分，昼間人口を把握](#)
- (3) [昭和10年国勢調査 - 常住地が調査事項に](#)
- (4) [昭和15年国勢調査 - 戦時下の調査](#)

4 終戦前後の人口調査

- (1) [昭和19年人口調査](#)
- (2) [昭和20年人口調査](#)
- (3) [昭和21年人口調査](#)
- (4) [昭和23年常住人口調査](#)

5 戦後の国勢調査

- (1) [昭和22年臨時国勢調査 - 統計法による唯一の臨時調査](#)
- (2) [昭和25年国勢調査 - 国際社会の仲間入り](#)
- (3) [昭和30年国勢調査 - 講和条約締結後初の国勢調査](#)
- (4) [昭和35年国勢調査 - コンピュータの登場](#)
- (5) [昭和40年国勢調査 - マークカードによる早期集計](#)
- (6) [昭和45年国勢調査 - 地域メッシュ統計の登場](#)
- (7) [昭和50年国勢調査 - 沖縄県も参加](#)
- (8) [昭和55年国勢調査 - 両面マークシートの採用](#)
- (9) [昭和60年国勢調査 - 高齢者統計の充実](#)
- (10) [平成2年国勢調査 - 基本単位区の導入](#)
- (11) [平成7年国勢調査 - 産業大分類の地方格付・安全対策の導入](#)

国勢調査の歴史

1 国勢調査への動き

(1) 甲斐国現在人別調

杉亨二は、我が国統計の父ともいうべき人で、総務庁統計局の前身である明治4年に設置されたとされる「太政官正院政表課」の中心であった。杉亨二といえば、幕末、勝海舟の塾頭を務めるなど開明的人物であり、早くから統計調査の重要性を認識していた人である。勝海舟をモデルとした小説、子母沢寛の「父子鷹」や、かつてのNHKの大河ドラマ「勝海舟」などに登場したので承知の人も多いだろう。司馬遼太郎の「竜馬がゆく」風雲編、勝海舟の章に無名の杉亨二が勝に会い、自分を売り込むくだりがある。杉亨二は、後の日本統計年鑑の前身である辛未政表を初めて刊行するなど功績があったが、なかでも最大なものは「甲斐国現在人別調」の実施である。杉亨二は、これを全国的な人口センサスの試験調査として実施した。その基となったのは、彼が新政府に招かれる以前、徳川家の静岡藩にあって行った駿河国人別調である。

甲斐国現在人別調は、明治12年12月31日午後12時現在によって実施され、調査事項は、住地及び住家の持借の別、姓名（家主は華族、士族、平民など族籍も記入）、家主及家族（世帯主との続柄）、男女の別、身上の有様（配偶の関係）、年齢、生国、宗旨、職業などとなっている。集計は、調査票が統計院（明治14年の官制改革により設立）に提出されてから1年半を要し、明治15年10月に完成した。

この調査には、山梨県令（今の県知事）を始め甲斐国全体が協力しており、調査費用も、政府支出だけでなく、甲斐国も出費している。費用は、全体で約5,760円かかっている。この調査による甲斐国人口は397,416人であったので、一人当たりの費用は1銭4厘4毛9系となっている。この一人当たり費用は、当時、アメリカ、イギリス、オーストリアなどの諸外国で行われたセンサス費用の1/2から1/4であると記録されている。

また、甲斐国における人口センサス実施のための試験調査に要したこの一人当たり費用を、当時の戸籍局調べによる明治13年1月1日の全国人員に乗じて、全国規模における人口センサスを実施するとしたら52万5千余円必要であるとの試算が行われている。

この調査は、全国的な国勢調査（人口センサス）実施のための試験調査として実施されたにもかかわらず、諸般の事情によって明治時代には国勢調査は実施されなかった。

(2) 世界人口センサスへの参加要請

全国的な人口センサス実施のための試験調査といえる「甲斐国現在人別調」の完成によって、本調査の計画が直ちに進展するはずであったが、当時の財政事情、統計スタッフの不足などから、杉亨二を始めとする統計関係者の努力にもかかわらず、実施への歩みは遅々として進まなかった。

しかし、日清戦争（明治27年8月～28年4月）も終わった明治28年（1895年）9月21日に万国統計協会の報告委員であるスイス連邦統計局長ギュイヨーム氏から1900年（明治33年）世界人口センサスへの参加勧誘があり、これを契機として国勢調査実施への動きが活発となった。この文書に対する日本の回答（明治29年3月）や1900年センサスへの照会（同年6月）を受けて、ギュイヨーム氏から7月20日付けの2回目の文書がきている。

国勢調査実施への動きの中心となったのは、明治11年（1878年）杉亨二を中心に設立された東京統計協会であり、また、統計学研究の目的で明治9年（1876年）に設立された統

計学社などの民間団体であった。

明治29年（1896年）には、東京統計協会長の花房義質から内閣総理大臣へ「民勢大調査二付建議」が、また、統計学社の渡辺洪基ほか18名から貴・衆両院議長へ「民勢調査施行ノ請願」が提出され、全国的な人口センサス実施の請願が行われた。

こうした動きを受けて、明治29年（1896年）貴族院から「国勢調査二関スル建議」、衆議院から「国勢調査執行建議」が提出され可決された。

(3) 「国勢調査二関スル法律」の制定

世界人口センサスへの勧誘を契機とする国勢調査実施運動によって、明治29年（1896年）に国勢調査に関する建議が貴・衆両院で可決されたが、調査実施にはまだ機が熟していなかった。この建議から6年後の明治35年（1902年）に至って、ようやく「国勢調査二関スル法律」（明治35年12月2日法律第49号）が成立、公布されたのである。これは、当時としては珍しい議員提出法案である。

国勢調査二関スル法律

第一条 国勢調査ハ各々十箇年毎ニ一回帝国版図内ニ施行ス

第二条 国勢調査ノ範圍方法及経費ノ国庫ト地方分担トノ割合其ノ他必要ノ事項
ハ別ニ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三条 第一回国勢調査ハ明治三十八年ニ於テ施行ス但シ第二回ニ限り第一回ヨ
リ起算シ満五箇年ヲ以テ施行シ爾後第一条ノ例ニ依ル

これによると、国勢調査すなわち人口調査というように調査の範囲は規定されていない。法案提出資料によると、国勢調査は単に人口調査にとどまらず、住宅、農業、商工業の調査を含むとされている。その後、第1回国勢調査が人口調査として出発したのは、当時、調査する側も国民も共に統計調査に慣れていないので、第1回は限定したほうがよいとの意見によるもので、それが以後伝統となったものである。唯一の例外としては「消費の国勢調査」と呼ばれた昭和14年臨時国勢調査がある。

なお、この明治35年の法律では、国勢調査は10年ごとに実施することになっているが、これが現在のように5年ごとに大規模調査と簡易調査を交互に行うようになったのは、大正11年（1922年）の法律改正によってである。これは、法律ができた明治35年当時と比べ、経済・社会の変化が急激となって、10年ごとの実施では、とてもその変化を把握することができず、各種施策の基礎資料として不十分なものになってしまうという問題意識によるものである。

こうして法律の制定が行われたが、国勢調査の実施までにはまだ紆余曲折を経なければならなかった。

(4) 明治38年に実施できなかった国勢調査

明治35年（1902年）に「国勢調査二関スル法律」が公布され、その第1回国勢調査は明治38年（1905年）において施行することとされたが、日露戦争が明治37年（1904年）から38年にかけてあったため、実施できなかった。

法律に、「第二回ニ限り第一回ヨリ起算シ満五箇年ヲ以テ施行シ...」としたのは、明治38年（1905年）に国勢調査を1回経験したあとで、5年後に行われる1910年（明治43年）

の世界人口センサスに参加し、以後、10年ごとの世界人口センサスに合わせて、我が国も国勢調査を行うという趣旨であったが、最初からうまくスタートが切れなかったわけである。

明治38年（1905年）の10年後は、大正4年（1915年）であるが、これも1914年（大正3年）第1次世界大戦に日本も参戦するに及んで実施不能となった。この戦争は1918年（大正7年）11月にドイツが降伏し、翌年のベルサイユ条約をもって終結するが、そのドイツ降伏以前の大正6年（1917年）5月に、牛塚虎太郎内閣統計局長から、寺内正毅内閣総理大臣あての「国勢調査実施ニ関スル件意見」が出され、国勢調査は、政治上、経済上からみて国の根本的調査であり、欧米諸国においては、前世紀の始め以来実施している。しかも明治35年（1902年）の法律をもってその実施を公言した調査であり、今後、欧米諸国と対応していく上で必要欠くべからざる調査であるとその必要性を説いている。

実施年は、大正9年とし、その理由として四つ挙げている。

大正9年は、西暦1920年で10年ごとの世界人口センサスが行われる年である。

大正9年は、紀元2580年である。

大正9年は、国勢調査ニ関スル法律による第3回調査予定年である。

大正9年は、朝鮮総督府施政10年目である。

2 第1回国勢調査

(1) 準備

牛塚統計局長などの努力によって、大正6年（1917年）7月「国勢調査施行ニ関スル建議案」が衆議院において可決され、同年12月4日第1回国勢調査費を含む大正7年度予算案が公表された。翌7年（1918年）3月に予算は成立し、大正9年に第1回の国勢調査の実施が決定した。杉亨二を中心とする統計先駆者たちの努力がここに実を結んだのである。予算案公表の日は、奇しくも我が国最初の人口センサス試験調査ともいふべき甲斐国現在人別調を行った杉亨二の逝去した日であった。文政11年（1828年）8月の長崎生まれであるから、89歳の長寿であった。

さらに、大正7年5月には、第1回国勢調査に関する事務管掌のため「臨時国勢調査局」が、また、第1回国勢調査に関する事項を調査審議する機関として「国勢調査評議会」が設置され、実施体制が整えられた。国勢調査評議会は、すべて総理大臣官邸で開催されているが、この国勢調査評議会への諮問案件によってその後の推移をみると、

（大正7年7月）

諮問案第1号 国勢調査施行令（勅令案）

第2号 第1回国勢調査施行ニ要スル費用負担ニ関スル件

（大正7年12月）

諮問案第3号 国勢調査施行細則

第4号 国勢調査地方事務取扱規程

第5号 国勢調査員心得

（大正8年12月）

諮問案第6号 国勢調査申告書用紙様式

（大正9年7月）

諮問案第7号 各世帯ニ配付スベキ国勢調査宣伝書

第 8 号 国勢調査ノ結果表章ニ用ウベキ職業分類

(大正 9 年 9 月)

諮問案第 9 号 地方ニ於テ申告書副本ノ作成並人口世帯数ノ公表ニ関スル件
となっている。

その後、全国で26万人の調査員が内閣から任命され、大正 9 年 9 月21日から一斉に実施に入ったのである。

(2) 第 1 回国勢調査の実施

(国勢調査による人口, 55,963,053人)

第 1 回国勢調査の実施は、甲斐国現在人別調から40年後、法律制定から18年後、近代人口センサス第 1 号といえるアメリカの1790年センサスから130年後のことである。

杉亨二によって提唱された現在人口調査、すなわち人口学的な意味での人口センサスは、彼の死後によりやうく行われたのである。

この調査は、いわば我が国における近代的統計調査の幕開けともいうべきものである。それまでの統計調査は、行政事務と直接結びついた、すなわち、官庁の業務資料としてあったものを整理・編集するということにあり、統計調査としての独立的な意識は持たれていなかった。

そもそも、国勢調査の実施が、杉亨二など統計先駆者の努力にもかかわらず遅れていたのは、我が国には明治 5 年以来、戸籍に基づく人口統計が存在しているではないかという考え方が一因をなしていたからである。

しかし、戸籍に基づく推計人口は、明治 5 年の戸籍調査によってとらえられた本籍人口を基に、年々の出生・死亡と戸籍変更の届けによって推計されていたものであり、正確な人口をとらえるという点で大きな問題があった。

明治末期に東京市と神戸市で市勢調査が実施されたが、これらの調査と戸籍に基づく推計人口とを比べたところ、後者に多大な重複があることが証明された。

また、こうして推計された数値は、不正確さの点もさることながら、その数値は限られたものにならざるを得ない。人口構造を明らかにするという点に関しては、はなはだ不満足なものだったといえる。国勢調査は、対象を直接調査し、対象の種々の属性を組み合わせ集計するという近代統計調査として、こうした問題に解決を与えたのである。こうした問題は人口調査に限らず、あらゆる統計調査に共通した問題であったが、近代統計調査を国民に初めて浸透させ、他の統計調査への波及効果をもたらしたという点で、この第 1 回国勢調査は大きな意義を持っている。

(3) 国を挙げての大事業

第 1 回の国勢調査は、計画から実施まで実に長い年月が費やされ、法律制定後からだけでも20年近くの年月を要した。それだけに、統計関係者はもちろんのこと、国民も「文明国の仲間入り」を合言葉に大変な意気込みで、この調査に臨んだ。名士による講演会、新聞の華々しい報道、旗行列、花電車、果てはチンドン屋までが広報に活躍、調査の行われた10月 1 日午前零時の前後には、各地でサイレン、大砲が鳴り、お寺やお宮では鐘、太鼓を鳴らし、文字どおり鳴り物入りのお祭り騒ぎで国を挙げての一大行事となった。

当時としては珍しいポスターも各地に貼りだされたが、その文章には苦心の跡がうかがえる。

「国勢調査は^{よのなか}社会の^{ありさま}実況を知る為に行ふので^{ぜいきん}課金でも^{ざいにん}犯罪を探す為でもありません」
振り仮名つきの文章が、役人的でなくてよいと評判であった。

当時の調査員は現在と異なり名誉職で、民間人が国の事業に参加できるというわけで、
地方の名士が羽織袴^{はかま}で世帯を訪問した。調査員の中には自費で国勢調査のちらしや手拭い^{てぬぐ}
を配布した人たちもいて、様々な美談、逸話が当時の国勢院に寄せられている。

(4) 国勢調査はありのまま

第1回国勢調査では、広報の一環として国、地方挙げての宣伝歌謡の募集が行われた。
そのうちの一部が「国勢調査宣伝歌謡集」として、当時の臨時国勢調査局から出版されて
いるが唱歌、和歌、標語、川柳、都々逸から新磯節、新庄節、オバコ節、鴨緑江節、安来
節、サノサ節など、盛り沢山載せられている。

そのうちの一つを紹介するが、調査の趣旨や意義のほか、調査票の記入の仕方、国民の
心得まで入っている。

(一) 国勢調査の目的は^{こくせいとうさき}帝国版図^{もくてき}の人々の^{ていこくはんとう}ひとひと
^{しやうたい}所帯の^{さま}状態を^{せいさ}精査して^{ぜんせい}善政の^{もと}基となすにあり
実^げにや^{けんこくこのかた}建国以来の^{こくみんいっし}国民一致の^{じげふ}事業なり

(二) 調査の時^{てうさき}は^{とき}何時なるぞ^{いつ}今年^{ことし}十月^{がつ}一日^{じつ}の
^{こぜんれいじ}午前零時の^{まよなか}真夜中に^{わがや}我家に^{いあ}居合はす^そ其の^{ひと}人を
洩れなく^{ようし}用紙に^{かきい}書入れて^{こぜん}午前八時に^し出すなり^{いだ}

(三) 世帯の種類^{しやうたい}に^{しゅるい}二ツあり^{ふた}宿屋下宿屋合宿所^{やどやげしゆくやがっしゆくじよ}
是等は総べて^{これら}准世帯^す其他^{じゆんしやうたい}は^{そのた}普通の^{なみ}世帯なり^{しやうたい}
准世帯^{じゆんしやうたい}では^{かんりしや}管理者を^{しんこくぎむしや}申告義務者と^{さだ}定めらる

(四) 調査の事務^{てうさき}を^{じむ}掌る^{つかさど}其の役^その名^{やく}は^な調査員^{てうさいん}
用紙^{ようし}の^{はいふ}配布や^と取り集め^{あつ}其^{そのほねおり}骨折や^{いか}如何ならん
胸^{むね}に^さ下げたる^{きしやう}徽章には^{おも}重き^{やくめ}役目^{しめ}を示すなり

(五) 申告事項^{しんこくじこう}は^{せいめい}姓名に^{しやうたい}世帯の^{しゅじん}主人と^{つづきがら}続柄
所帯^{しやうたい}に^お於ける^{ちい}地位や^{まただんによ}又男女の^{くべつ}区別を^{あきら}明かに
うま^{うま}生れし^{ちめい}地名と^{たんじやうびつ}誕生日妻や^{あつと}夫の^あ有る^な無しも

(六) 日々^{ひび}に^{いと}営む^{なりわい}生活の^{しごと}業務の^か書き分け^わ注意^{ちゆうい}せよ
一ツ^{ひと}の^{しよく}職^もを持てる^{ひと}人数と^{しごと}業務を^か兼ねる人
分けて^わ記せよ^{しる}本業と^{ほんげふ}副業中^{ふくげふちゆう}の^{おも}主なもの

(七) 農にも^{のう}自作と^{じさく}小作あり^{こさく}商にも^{しょう}卸や^{あろし}小売あり^{こうり}
製造販売^{せいぞうはんばい}兼ねるもの^か一目^{ひとめ}でわかる^{よう}様に^{せよ}せよ
職業上^{しよくげふじやう}の^{ちい}地位により^{げふしゆ}業主と^{じゅうげふやといにん}従業員人

(八) 調査する日^{てうさき}が^ひ近づく^{ちか}ば^{なる}成たけ^{たび}旅行を^{せぬ}せぬものぞ

ひ もとようじんだいいち でんせんびょう き
火の元用心第一に 伝染病にも気をつけよ
これら わざわいおこり てうさ さまたげ いかばか
是等の 禍 起 りなば調査の 妨 げ如何計り

(九) かぜい しらべ うたが おそれ さらに なし
課税にかかはる 調 かと疑 ふ 虞 れ更に無し
まんいつしんごく ひと ふじつ しんごく せし
万一申告せぬ人や不実の申告せし人は
おも ざいくわ しょ まつだい いえ はじ
重き罪犯に処せられて未代までも家の恥

(十) ねん ど このしらべ よ そ うとく
十年一度の此調査能く其のわけを会得して
ひとみなこころ とく くに わ くに
人皆心を一となし外つ国までも我が国の
ちから ほど くに ほまれ かがや
力の程をあらはして国の 誉 を輝 かせ

また、大正9年の都々逸に、
ぬし わたし
主はわがまま 妾は気まま 国勢調査はありのまま
というのがある。

積極的な広報のお陰で、「一人も漏れなく、ありのまま」という宣伝が全国に浸透した。

平家の落人が、出向いてきた調査員に、「今、源氏はどうしているか。」と尋ねたというマユツバな話までできた。平家の話はともかく、当時の新聞によると、各地の山中でそれまで知られていなかった集落が発見されたというのは事実のようである。

(5) 第1回国勢調査記念章の制定

我が国の栄典制度としては勲章、褒章、記章がある。

記章には、従軍記章と記念章の2種類があるが、記念章は明治22年の帝国憲法発布記念章、大正4年、昭和3年の大正記念章、昭和15年の紀元2600年祝典記念章のように、国家、皇室の行事の記念の表章として制定されるもので、明治以来現在までの間に11種の記念章が制定されている。

第1回国勢調査記念章は、国の栄典としての記章の一つで、第1回国勢調査の事業に関与した者及び第1回国勢調査の事業に伴う要務に関与した者に授与するため、国勢調査実施の翌年、大正10年6月17日勅令第272号で制定されたものである。記念章は、菊花の輪郭の内に戸籍の巻物を手にした大化年間の国司の立像を配した直径1寸（約3cm）の青銅と、中央が白、左右が紫、両端が白の幅1寸2分（約3.6cm）の綬からできている。この記念章については、国勢院総裁から内閣総理大臣あての大正10年9月30日の「国勢調査事務経過概要」に、「六月十七日勅令第二百七十二号を以て第一回国勢調査記念章を制定せられたり。」とあり、「今次の国勢調査の為特に記念章を制定せられたるは、第一回国勢調査は本邦創始の事業にして将来大正の御代の徴ともなるべき文化事業なると、本事業の施行により関係諸員が驚くべき熱心を以て相率ゐて国家奉仕の精神を発揮したるを表彰記念せらるるの主意に外ならざるへし」と記されている。

大正12年10月30日の国勢調査事務経過概要によると、大正12年10月現在の記念章授与総数は、264,314人との記述がある。

(6) 本籍人口と現住人口の差

本籍人口は、明治4年（1871年）4月4日に「府藩県一般戸籍ノ法」が施行されたことにより、翌5年の戸籍調査で作成された。この本籍人口に出生・死亡などの人口動態統計資料を加味した現住人口が明治17年（1884年）から毎年作成された。明治31年（1898年）

11月7日の内閣訓令第1号により、この現住人口を5年ごとに作成公表することとなったが、届出の誤謬・脱漏により、本籍人口と現住人口の差がかなりみられ、明治35年（1902年）2月の国勢調査法律案の国会審議中の議事録にも、両者の差が常に100万近くあることが指摘されている。特に大都市においてその差がひどく、官報告示された現住人口（公称人口）のほかに、行政上、実際に使用する推計人口を、中央・地方でそれぞれ作成したようである。

3 戦前の国勢調査

(1) 大正14年国勢調査 - 唯一の地方分査，個票形式の調査票

（59,736,822人）

明治35年の「国勢調査ニ関スル法律」では、国勢調査は10年ごとに行うことになっていたが、これでは、人口変動の実態を把握するのに不十分であり、議員選挙に実態を反映させ、行政上、経済上の基礎資料を得るため、大正11年（1922年）4月19日法律第52号により同法の一部が改正され、中間年の5年目に簡易な国勢調査を行う規定が設けられ、大正14年に第2回の国勢調査が実施された。調査事項は、氏名、男女の別、出生の年月、配偶の関係の4項目である。この調査は、国勢調査で唯一の地方での集計、すなわち、地方分査で集計を行った調査である。そのため、個々の属性による分類・区分が容易にできるように単記式個票（一人一人を1枚の調査票に記入する方式）を採用した。

(2) 昭和5年国勢調査 - 産業・職業を区分，昼間人口を把握

（64,450,005人）

昭和5年調査は、2回目の大規模調査である。特色としては、従来あいまいであった産業と職業の概念が初めて区分され、また、従業の場所が調査され、従業地による人口、いわゆる昼間人口が集計されている。居住水準をみるために住居の室数及び失業問題に対処するため失業も加えられていて、当時の行政上、経済上の要求がよく表れている。

大正9年（1920年）国勢調査の全国編が刊行されたのは、昭和4年（1929年）10月で、調査実施から9年1月であったのに対し、昭和5年（1930年）国勢調査の全国編は、5年2か月後の10年（1935年）11月に刊行され、集計もやっと軌道に乗り始めた。

(3) 昭和10年国勢調査 - 常住地が調査事項に

（69,254,148人）

昭和10年調査は、調査事項が少ない簡易調査の年であったが、大正14年の調査事項に常住地を加え、一時現在者を常住地に組み替えた集計を行い、現在地主義の調査でありながら、行政サービス上欠かせない常住地別データを提供している。

集計も、一時現在者を常住地ベースに組み替えて集計する必要があること、調査結果の精度向上、地方負担の軽減などのため、大正14年の簡易調査で採用した単記票による地方分査をやめ、10名連記の世帯票による中央集査とした。

(4) 昭和15年国勢調査 - 戦時下の調査

（73,114,308人）

昭和12年（1937年）7月7日、中国の北京の南郊外、蘆溝橋^{ろこう}での事件を発端とした日中戦争が長期化し、16年（1941年）12月8日未明、太平洋戦争に拡大した。こういう状況下にあって、昭和15年国勢調査も国家総力戦体制の影響を受けることとなった。

特別に熟練を要する職種，養成が容易でない職種など，国が指定する約120種の技能について，現在従事している者，潜在能力のある者を調査するなど，内容としては豊富であった。

この調査では，集計の迅速性，調査結果の正確性の確保のため，指定技能表（約120種）のほか，職名表（約430種）の一覧表を各世帯へ配布し，該当する職種の符号と職名を世帯で記入するという方法を採用している。

その調査結果は，戦時中のため基本的な人口が発表されただけで，昭和24年になって報告書として刊行された。

4 終戦前後の人口調査

(1) 昭和19年人口調査

5年ごとの国勢調査のほかに，軍需生産，食糧生産，交通運輸等に要する人員の確保又は食糧その他国民生活の必需物資の配給統制をするために，資源調査法に基づく人口調査が昭和19年（1944年）2月22日現在で実施されている。結果を早期に得るために，中央集計のほかに主要なものについては各市町村で統計表を作成し，統計局で合算するだけとし，結果表の集計は同年9月21日には完了している。昭和20年2月22日にも同じものが計画されたが実施には至らなかった。

(2) 昭和20年人口調査

この人口調査は，資源調査法第1条の規定に基づくもので，調査の実施案は終戦直後わずか半月後の昭和20年8月30日に作成され，翌31日には閣議に提示されている。

実施の目的は，「来ルベキ選挙（注：昭和21年4月10日の第22回衆議院議員選挙）ノ議員定員数ノ基礎資料トシテ及戦争終結ニ伴ヒ時局ノ転換ニ応ズル諸施策ノ基礎資料トシテ急速ニ人口調査ヲ行フ。」と，調査実施のための昭和20年人口調査要綱に記述されている。

終戦直後の混乱時であったため，この調査実施のための地方主管課長会議（9月7日，於川越市役所）の開催案内は，ラジオ放送で行われた。ラジオの電波障害のためか，連絡がとれず会議に欠席した西日本6県（広島，福岡，佐賀，長崎，宮崎，鹿児島）については，「9月12日に福岡県庁に参集されたい。福岡県庁は，会議の設営方をよろしく頼む。」というラジオ放送を再度行っている。また，当時の会議は，主食物持参で，列車の切符を入手するのも大変なときであったから，関係者の苦労がしのばれる。

この調査の調査事項は，氏名，年齢（数え年），男女の別，本籍，住所の5項目であったが，紙が不足していた時代であったので，郵便ハガキ大の単記式の申告書様式を統計局が示し，市町村において適当な用紙を調達し，活版又はガリ版（謄写印刷）で印刷して世帯に配布した。ウラ刷りでも可とした。

結果表は，第1表男女別人口，第2表男女，年齢別人口の2表で，地方分査方式により集計した。調査日が11月1日午前零時現在にもかかわらず，統計局への進達は，「男女別人口」が11月17日，「男女，年齢別人口」が11月末日とされ，係官に携行させた。これに基づき確定人口の決定は，調査期日後20日を経過した11月20日に行われた。

(3) 昭和21年人口調査

昭和21年4月10日の総選挙後1週間を過ぎた後に，失業者，農業従事者に関する調査事項を含んだ人口調査を実施すべしとの連合軍総司令部の命を受けて，4月16日午前零時現在で人口調査を行った。調査の方法は，昭和20年人口調査と同じ方式とし，基本統計表の作成

期限は、調査期日後 1 か月以内という条件であった。

連合国軍総司令部の覚書

「一、本最高司令部ハ日本ニ於ケル人口分布ノ現況ヲ知ランガ為内閣統計局ガ一九四六年四月中ニ日本ノセンサスヲ施行スルコトヲ指令ス。

右センサスハ来ルベキ総選挙後 1 週間ヲ過ギタル後ニ施行スベシ。

二、右センサスニ於テハ一九四五年十一月一日ノセンサスニ用ヒタルト同様ノ方法ヲ用ヒナホ之ニ失業及農業者ニ関スル調査事項ヲ加フベシ。此ノ調査事項ノ詳細ニ関シテハ別ニ内閣統計局ニ対シ指示スル所アルベシ。

三、内閣統計局ハ調査期日後 1 箇月以内ニ基本統計表ヲ確實ニ本司令部ニ提供シ得ル様必要ナル措置ヲ講ズベシ。」

これらの人口調査の結果は、終戦前後に行われたため、諸種の事情から刊行物の形をとっては一般に公表されず、昭和24年3月に刊行された「昭和15年国勢調査・昭和19年人口調査・昭和20年人口調査・昭和21年人口調査結果報告摘要」に、集計結果の一部が掲載されているのみであった。しかし、その後、終戦前後の人口に関する資料が不足しているため、倉庫に保存されていた結果原表を基にして、できるだけ多くの情報を掲載した「集計結果摘要」が昭和52年に刊行されている。

(4) 昭和23年常住人口調査

この調査は、連合国軍総司令部の指令に基づく調査で、統計法による指定統計調査（指定統計第12号）として、昭和23年（1948年）8月1日午前零時現在で行われている。

この調査の目的は、昭和23年常住人口調査要綱によると、次のようになっている。

「生活必需品の配給の基礎となる人口は、各庁に於て推計を行うか、或は業務報告の類を利用し又は粗雑な調査を行う等不正確なものを用いている関係上、配給の適正を期し難いものがあつた。よつて、これらの推計、業務報告、その他の諸調査を整理又は統合して、確実な配給に関する人口を求め、諸配給施策の適正を期し、併せて、各種の行政施策の基本となる常住人口を求めようとするにある。」

このように、この調査は生活必需品の配給基準を得るための人口を求めるために実施されたが、調査対象の申告の場所は、その人が平常居住する世帯（常住世帯）としており、この点から、従来の国勢調査や人口調査の申告場所（調査期日に現在している場所）と異なっている。なお、結果の集計は、地方分査で行われている。

また、この調査と同時に、昭和23年住宅調査（第1回の住宅統計調査）が行われた。

5 戦後の国勢調査

(1) 昭和22年臨時国勢調査 - 統計法による唯一の臨時調査

（78,101,473人）

昭和20年国勢調査は、「昭和20年は、国勢調査を施行すべき年であるが、現下の緊迫する情勢に鑑み、帝国版図内一斉に国勢調査を施行することは困難である。」として、「明治三十五年法律第四十九号国勢調査ニ関スル法律ノ昭和二十年ニ於ケル特例ニ関スル法律（昭和20年2月9日法律第1号）」により中止されたが、昭和22年に、「戦後産業の復興と民生の安定、特に失業対策の確立の為には、産業職業に関する人口統計の精確な資料が必要であるが、昭和十九年以降これに関する調査が存在しない。よつてこれらの基本統計を整備し行政施策の基礎とすること」を目的として、昭和22年臨時国勢調査が実施された。

当時の問題点は、大量の海外引揚者、食糧難、住宅難、工場の焼失などから、貧困そして過剰人口、潜在失業者の問題であった。したがって、調査事項にも、引揚者か否かの別、失業者について失業前の産業・職業・従業上の地位などが加わった。また、従来の、ふだんの就業状態を調べる、いわゆる有業者方式を改め、調査日前1週間にした仕事を調べる労働力方式を初めて採用したのもこの調査からで、数字の正確性を高め、潜在失業者を把握するためであった。

「再建へ漏れなく正しくありのまま」という当時の標語に意欲はみられるが、調査票や報告書には粗末な更紙^{ざらがみ}が使用され、地方公共団体への説明会にも食糧持参で出席するなど苦労も多く、調査の結果も大都市の人口の激減を鮮明に物語っていた。

(2) 昭和25年国勢調査 - 国際社会の仲間入り

(84,114,574人)

昭和25年の調査は、1950年世界人口センサスの一環として実施され、統計は、一足先に国際社会に仲間入りをした。

調査事項としては、戦後のベビーブームを受けて、結婚年数、子供の数などの出産力に関する事項、教育制度の再編期であることから在学か否かの別と在学年数、戦後の住宅難の把握のために住居の所有の関係、居住室の畳数などが調査された。

また、配給制度その他の行政施策への結果の利用上の面を考慮し、大正9年調査以来の現在地主義を改め、ふだん住んでいる場所で調査する常住地主義に切り替えられたのも、この調査の一大特色である。

(3) 昭和30年国勢調査 - 講和条約締結後初の国勢調査

(90,076,594人)

昭和30年の調査は、昭和27年(1952年)のサン・フランシスコ講和条約締結後初めての国勢調査で、返還された奄美群島が鹿児島県に加わり、鹿児島県全域が調査地域として調査された。戦後の焼け跡時代から、「もはや戦後ではない」経済自立期に入る年であったが、過剰人口、潜在失業者は依然として問題であり、その解明に期待が寄せられた。

(4) 昭和35年国勢調査 - コンピュータの登場

(94,301,623人)

調査事項として、工業化の進行に伴い激化した人口移動を解明するための1年前の常住地、通勤・通学人口や昼間人口を把握するための従業地・通学地に関する事項、収入源の多様化に伴い家計の収入の種類などが加わった。

また、日本で初めての大型事務用コンピュータIBM705が統計局に導入され、詳細な集計結果の充実が図られた。特に、市町村合併に伴う旧市街地の人口を解明する人口集中地区の集計や昭和30年ごろから始まった世帯の細分化に伴う家族構成を解明するための世帯集計に活躍した。

(5) 昭和40年国勢調査 - マークカードによる早期集計

(99,209,137人)

コンピュータが登場して、昭和35年の調査は従来より詳細な集計が可能になったが、集計期間は半年ほど短縮されただけで約3年半の期間を要した。これは、コンピュータが計算する前に、調査票の内容をパンチカードに穿孔してコンピュータに入力しなければならなかったためである。昭和40年の調査では、このパンチカードの代わりに、調査票からマークカー

ドに調査員がマークを転記し、このマークを光学式マーク読取装置で読み取る方式を採用した。この方式により、集計期間は16か月と画期的に短縮した。

また、地域人口分布の不均衡を解明するため、各調査員の担当する調査区ごとの集計が行われ、小地域統計のはしりとなった。

(6) 昭和45年国勢調査 - 地域メッシュ統計の登場

(104,665,171人)

昭和45年は、経済大国日本の^{らん}爛熟期である。ますます激化する人口移動の解明のため、調査事項として現住居への入居時期、従前の常住地、通勤・通学のための利用交通手段などが新規に加わった。集計として、人口20万以上の市について、市内の小地域の人口等进行分析するための学校区、行政区などにより区画した国勢統計区の集計のほか、全国を緯度経度により約1km²の地域に区画して集計する地域メッシュ統計が誕生し、行政区画によらない不変の地理的区画による時系列比較が可能となった。また、核家族化の進行に伴い、従来の直系世代的な家族分類を、核家族分析に便利な家族類型別集計に変更した。

沖縄では、復帰前の昭和25年から45年まで5年ごとに5回の国勢調査が実施されている。これらの国勢調査は、昭和25年の調査が「琉球列島軍政本部軍政指令」に基づき、30年、35年及び40年の調査が琉球政府の統計法第5条の規定に基づき行われていた。昭和45年の調査は、日米琉諮問委員会の勧告第32号に基づいて、戦後初めて本土と同一の調査時期、調査の対象、調査事項、調査の方法により実施された。

(7) 昭和50年国勢調査 - 沖縄県も参加

(111,939,643人)

昭和47年(1972年)5月沖縄が返還され、昭和15年以来35年ぶりに沖縄県が47都道府県の一つとして国勢調査に参加した。このため、国勢調査のシンボルマークも沖縄を表すように改正された。

調査事項は簡易調査の年でもあり、男女の別、年齢、産業、職業などの基本的な16項目で行われた。また、この時から調査員がマークシートに転記する方式から、世帯で調査票に直接マークを記入し、その調査票をそのまま機械にかけて読み取らせるマークシート調査票方式(片面)を採用し、集計のスピード化が図られた。

集計の特色としては、人口の高齢化、核家族化の進行に伴い、高齢者の実態や子供の成長段階による核家族の発展状況などを分析する世帯集計の充実が図られたほか、人口移動、人口集中の状況などを示す地域メッシュ統計の早期集計が図られた。

(8) 昭和55年国勢調査 - 両面マークシートの採用

(117,060,396人)

昭和55年は、1980年世界人口センサスの年であった。国際連合は、1950年(昭和25年)以来、人口住宅統計の国際比較という観点から世界人口・住宅センサス計画(住宅については1960年以来)を推進しており、1960年(昭和35年)以来10年ごとに各国にその基準を示すとともに実施勧告を行っている。

我が国でも、行政的な必要性を基本としながら、この勧告も考慮し、国勢調査の調査事項、集計事項を決定しているが、この調査から、昭和25年(1950年)以来、大規模調査のときに調査していた出産力に関する結婚年数、出生児数の2項目が、実査上調査困難であるとして、調査事項から除かれた。

急速に進行する人口の高齢化に合わせて単身高齢者や高齢者世帯に関する集計のほか、母子世帯などの集計が行われた。また、従来からの国勢統計区などの小地域統計に加えて、調査区特性、都市計画区域などの情報を含めた調査区別結果の利用が図れるようになった。

昭和50年調査に比べ調査事項が多いことと早期公表に向けて、従来の片面マークシート調査票から両面マークシート調査票を採用した。

(9) 昭和60年国勢調査 - 高齢者統計の充実

(121,048,923人)

昭和60年の調査は、男女、年齢別人口などの集計結果の早期化を図るとともに、従来作成してきた統計に加え、高齢者、母子世帯、昼間人口などに関する統計を充実し、その公表の早期化を図った。

昭和59年（1984年）、メキシコにおいて国際連合主催の「国際人口会議」が開催され、「世界人口行動計画を継続実施するための勧告」が採択された。その中で「基礎的人口データの収集と研究の重要性」が強調されており、そうした意味で、昭和60年の調査は、世界的視野に立った国際的な意義を持っている。

(10) 平成2年国勢調査 - 基本単位区の導入

(123,611,167人)

元号が平成に変わってからの最初の調査である。

この調査では、近年の大都市への機能集中等により大都市周辺地域の人口増加が続き、通勤・通学圏が拡大しているため、人口の地域間移動の実態を明らかにするとともに、通勤・通学時間を調査し、通勤・通学に関するデータの充実を図った。また、国際化の進展等に伴い、在日外国人が増加していることから、外国人の居住状況のほかに新たに就業状態について集計し、外国人に関する統計の充実を図った。

昭和60年の調査までは、調査の都度調査区の区域が変わっていたが、小地域統計の時系列比較を容易にするために、恒久的な最小の地域単位として基本単位区が導入された。

(11) 平成7年国勢調査 - 産業大分類の地方格付・安全対策の導入

(125,570,246人)

この調査では、近年の高齢化・少子化等の進行に伴い、高齢者等の世帯属性・居住状況を明らかにするとともに、国際化の一層の進展を踏まえ、外国人のいる世帯の世帯構成・居住状況を明らかにするなどデータ提供の充実を図った。また、社会・経済情勢の急速な変化に伴う産業構造・職業構造の変化の実態を早期に明らかにするため、産業大分類の地方格付を採用し、人口の産業別構成に関する結果を早期に公表した。

平成2年調査において、国勢調査員が調査活動中に不幸な事件にみまわれたという事態を重視して、平成2年以来調査員の安全対策の方法を検討し、「統計調査員安全対策マニュアル」や「統計調査員応接マニュアル」を作成して、事故防止に努めることとなった。